

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 2 月 19 日 (金) 第3188号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 2
- 平成27年度自衛官の募集 (危機管理防災課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2件)
(鹿児島地域振興局取扱い) 3
(大隅地域振興局取扱い) 4

公 告

- 一般競争入札公告 (2件) (学事法制課取扱い) 4
- 落札者等の公告 (情報政策課取扱い) 9

教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (※)
(総務福利課取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第143号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成28年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8532	平成28年 2月10日	映 画	義父の指先 嫁の乳	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
8533			人妻おねだり 前と後ろも	新日本映像		
8534			不倫美姉妹 白衣のあえぎ	オーピー映画		
8535			隣の女房 濡れた白い太股	新東宝映画		
8536			背徳同窓会 熟女数珠つなぎ	新日本映像		
8537			純情巨乳 谷間で歌う	オーピー映画		
8538			痴漢体験 くわえる股ぐら	新東宝映画		
8539			阿部定 最後の七日間	新東宝映画		
8540			お昼の猥談 若妻の異常な性体験	オーピー映画		

鹿児島県告示第144号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成28年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25116	平成28年 2 月 10 日	雑 誌	mini SUGAR 3月号 18425-03	秋水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25117			無敵恋愛エスガール 3月号 08577-3	ぶんか社		
25118			恋愛白書パステル 3月号 19625-03	宙出版		
25119			GUSH 3月号 12467-3	海王社		
25120			BOY'Sピアス 3月号 18161-03	サン・メデ ィアレップ		
25121			アクションビザッツDX 3月号 11463-3	双葉社		
25122			裏モノJAPAN 3月号 01805-03	鉄人社		
25123			実話ナックルズ 3月号 04877-3	ミリオン出 版		
25124			漫画プラザ 2月号 07813-2	蒼竜社		

鹿児島県告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 解除予定保安林の所在場所
大島郡和泊町大字国頭字白石572番1・572番5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第146号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南薩土地改良区の役員の新任について次のとおり届出があった。

平成28年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所
理事 霜出 勘平 南九州市知覧町西元4187-1

鹿児島県告示第147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び農用地保全）東南部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年 2 月 22 日から同年 3 月 18 日まで
- 3 縦覧場所
長島町役場耕地課

鹿児島県告示第148号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成27年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成28年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 募集種目
自衛官候補生（男子）
- 2 募集期間
平成28年 2 月 22 日から同年 3 月 4 日まで
- 3 試験期日
平成28年 3 月 12 日
- 4 応募年齢
採用予定月の 1 日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称
 - (1) 位置
霧島市国分福島二丁目 4 番14号
 - (2) 名称
陸上自衛隊国分駐屯地
- 6 応募手続
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。
なお、志願票は、各市町村において交付する。

鹿児島地域振興局告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年 2 月 19 日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスきらりんこ	日置市伊集院町清藤2038番地1	特定非営利活動法人若草会	日置市伊集院町妙円寺三丁目56番地10	池田 俊子	平成28年1月1日	放課後等サービス
ミニヨンヌアリス	鹿児島市川田町191番1	社会福祉法人正栄会	鹿児島市川田町1090番地	上片平栄昭	平成28年1月1日	保育所等訪問支援
オリーブキッズ薬師	鹿児島市薬師二丁目24番10号	一般社団法人オリーブ	鹿児島市薬師二丁目24番10号	會澤 康美	平成28年2月1日	児童発達支援・放課後等デ

						イサービ ス
--	--	--	--	--	--	-----------

大隅地域振興局告示第 4 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年 2 月 19 日

大隅地域振興局長 酒 匂 司

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
放課後等デイサ ービス すてー じ	鹿屋市下堀町 9476番地1	株式会社V e r u m	鹿屋市名貫町 4134番地2	村野 大輔	平成28年 1 月 4 日	放課後等 デイサー ビス

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成28年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
文書使送業務（鹿児島県庁と鹿児島県本土内の鹿児島県の各出先機関，各市町村等との間の文書等の送達業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 陸上運送業務の直前2事業年度以上の営業実績があること。
- (4) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な営業体制（保有車両の種類及び数，作業人員の数等）が整っていること。
- (5) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な許可，認可等を受けていること。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は，所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し，入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。
 - ア 所定の営業概要書
 - イ 営業経歴書
 - ウ 法人にあつては，申請書を提出する日の直前2事業年度分の決算における貸借対照表及び損益計算書

- エ 個人にあつては、申請書を提出する日の直前 2 事業年度分の所得税確定申告書の写し
オ 2 の(5)の許可、認可等を受けていることを証する書類
カ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係
鹿児島市鴨池新町10番1号

イ 提出期限 平成28年 3 月 3 日午後 5 時15分

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、平成28年 3 月17日までに書面により通知する。

(4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、総額（路線ごとの単価に入札説明書に示す各路線ごとの予定運行回数を乗じ、路線ごとの年間所要額を合計した金額）を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年 3 月24日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 6 階）学事法制課（分室）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
3 の(2)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

3 の(2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし，最低制限価格未満で申込みをした者は，失格とする。

9 最低制限価格

設定する。

10 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2144

ファックス番号 099-286-5508

12 その他

- (1) この入札は，この調達に係る平成28年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は，平成28年 4 月 1 日に確定する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，役務の調達について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成28年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
貨物の運送及び配達業務
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって，当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条の規定により第二種貨物利用運送事業の許可を受けている者であること。
 - (4) 貨物を全都道府県に運送し、及び配達することが可能な者であること。
 - (5) 鹿児島市内に事務所又は事業所を有する者であること。
 - (6) 3の(1)の入札参加資格審査申請書を提出する日において、インターネットによる貨物の運送及び配達状況の照会が可能な者であること。
- 3 入札参加資格の審査等
- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。
 - ア 営業経歴書
 - イ 2の(3)の許可を受けていることを証する書類
 - ウ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 提出場所及び提出期限
 - ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係
鹿児島市鴨池新町10番1号
 - イ 提出期限 平成28年3月3日午後5時15分
 - (3) 資格審査の結果
資格審査の結果は、平成28年3月17日までに書面により通知する。
 - (4) 提出書類に関する説明
資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - (5) その他
 - ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
 - ア 入札金額は、総額（入札説明書に示す貨物の配達地域及び重量区分ごとの予定数量に見積単価を乗じて得た額を合計した額）を記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成28年3月24日午前11時
 - イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）学事法制課（分室）
 - (3) 入札説明書
 - ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
3の(2)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
3の(2)に同じ。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2144

ファックス番号 099-286-5508

12 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成28年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成28年4月1日に確定する。

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成28年 2 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
認証基盤（インターネット系ネットワーク分離用）の賃貸借一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年 1 月 26 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ワイエムエス
鹿児島市草牟田二丁目2番7号
- 5 随意契約に係る契約金額
41,040,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

教育委員会訓令**鹿児島県教育委員会訓令第1号**

鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 2 月 19 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成17年鹿児島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（メンタルヘルス推進者）

第8条の2 本庁の各課，各出先機関等及び各学校にメンタルヘルス推進者を置き，所属長等が選任する。

2 メンタルヘルス推進者は，その置かれた所属におけるメンタルヘルス業務を推進する。

第15条第1項第2号中「10人」を「13人」に改める。

附 則

この訓令は，平成28年 4 月 1 日から施行する。